

2016年5月23日

株主各位

東京都中央区銀座五丁目9番8号
株式会社 ツヴァイ
代表取締役社長 縣 厚 伸

「第32期定時株主総会招集ご通知」の一部修正のお知らせ

2016年5月6日付でご送付申し上げました当社「第32期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正がありますので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1.修正箇所

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件 候補者番号7の記載事項の一部

(下線部は修正箇所を示す)

2.修正内容

「修正後」

<small>おおしげ きぬこ</small> 7大重 絹子		<input type="checkbox"/> 新任	<input type="checkbox"/> 社外取締役候補者	<input type="checkbox"/> 独立役員候補者
生年月日	1953年12月25日	所有する当社の株式数		一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4月 東洋信託銀行株式会社入社 1980年 1月 株式会社武富士入社 1996年 6月 同社本社教育部次長 2001年11月 株式会社アイシン入社 2001年11月 同社管理部長 2002年 6月 同社取締役管理部長 2004年12月 オリент信販株式会社(現 ネットカード株式会社)入社 2004年12月 同社人事部部長 2008年10月 富士ソフト株式会社入社 2008年10月 同社人財部部長 2011年 4月 株式会社nk3ホールディングス入社 2011年 4月 同社人事部部長(現任) 2012年 4月 株式会社人財育成大重塾代表取締役社長(現任)			
社外取締役候補者とした理由	「人財」育成について、様々な知見と豊富な経験を有するとともに、現在、代表取締役社長として自ら会社を経営されている見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。			
特別の利害関係	大重絹子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

- (注) 1. 社外取締役との責任限定契約の締結に関して
 大重絹子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

「修正前」

<small>おおしげ きぬか</small> 7大重 きぬ香		<input type="checkbox"/> 新任	<input type="checkbox"/> 社外取締役候補者	<input type="checkbox"/> 独立役員候補者
生年月日	1953年12月25日	所有する当社の株式数		一株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4月 東洋信託銀行株式会社入社 1980年 1月 株式会社武富士入社 1996年 6月 同社本社教育部次長 2001年11月 株式会社アイシン入社 2001年11月 同社管理部長 2002年 6月 同社取締役管理部長 2004年12月 オリент信販株式会社(現 ネットカード株式会社)入社 2004年12月 同社人事部部長 2008年10月 富士ソフト株式会社入社 2008年10月 同社人財部部長 2011年 4月 株式会社nk3ホールディングス入社 2011年 4月 同社人事部部長(現任) 2012年 4月 株式会社人財育成大重塾代表取締役社長(現任)			
社外取締役候補者とした理由	「人財」育成について、様々な知見と豊富な経験を有するとともに、現在、代表取締役社長として自ら会社を経営されている見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。			
特別の利害関係	大重きぬ香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

- (注) 1. 社外取締役との責任限定契約の締結に関して
 大重きぬ香氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上